

# 和歌山県立医科大学学則（案）

制 定 平成18年4月1日和医大規則第1号  
最終改正 令和 年 月 日和医大規則第 号

## 第1章 総則

（目的）

第1条 和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第22号）に則り、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学として、医学、保健看護学及び薬学に関する基礎的、総合的な知識と高度で専門的な学術を教授、研究するとともに、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む資質の高い人材を育成することにより、和歌山県の医療・保健の充実を図り、もって文化の進展と人類の健康福祉の向上に寄与することを目的とする。

（自己点検評価）

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究等の点検及び評価の結果について、本学関係者以外の者による検証を行うものとする。

3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

（学部及び学科並びに医学部の大講座及び講座）

第3条 本学に、医学部医学科、保健看護学部保健看護学科及び薬学部薬学科を置く。

2 医学部医学科に別表に掲げる大講座及び講座を置く。

（専攻科）

第3条の2 本学に 専攻科を置く。

2 専攻科に関する事項は、別に定める。

（大学院）

第4条 本学に設置する大学院の組織、修学等に関し必要な事項は別に定める。

（学生定員）

第5条 各学部の学生（研究生、聴講生、特別聴講学生、科目等履修生及び外国人留学生を除く。）の定員は、次のとおりとする。

| 学 科    | 入学定員 | 収容定員 |
|--------|------|------|
| 医 学 部  | 90人  | 540人 |
| 保健看護学部 | 80人  | 320人 |
| 薬 学 部  | 100人 | 600人 |

（職員組織）

第6条 本学に置く教員及び職員は、別に定める。

## 第2章 修業年限及び在学期間

（修業年限）

第7条 本学の修業年限は、医学部及び薬学部にあつては6年とし、保健看護学部にあつては4年とする。

（在学期間）

第8条 医学部の在学期間は、12年を超えることはできない。

2 前項の場合において、第1学年から第4学年までの区分につきそれぞれ2年及び第5学年から第6学年までの区分につき4年を超えて在学することができない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、この限りではない。

3 前2項の在学期間の計算に当たっては、再入学した者にあつては本学に在学した期間、

転入学した者にあつては転入学前における当該大学の在学期間を通算するものとする。

- 4 保健看護学部の在学期間は、8年を超えることはできない。
- 5 前項の規定にかかわらず、再入学及び転入学した者は、学長が教授会の審議を経て定めた在学年限の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。
- 6 薬学部の在学期間は、12年を超えることはできない。
- 7 前項の場合において、第1学年から第3学年までの区分につきそれぞれ2年及び第4学年から第6学年までの区分につき6年を超えて在学することができない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、この限りではない。
- 8 前2項の在学期間の計算に当たっては、再入学した者にあつては本学に在学した期間、転入学した者にあつては転入学前における当該大学の在学期間を通算するものとする。

### 第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学期は、前期及び後期の二期制とする。

- 2 前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。

(休業日)

第11条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 開学記念日 2月20日
- (4) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
- (5) 春期休業日 4月1日から4月10日まで
- (6) 夏期休業日 7月18日から9月3日まで
- (7) 冬期休業日 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 学長は、必要があると認めるときは、前項第3号から第7号までに掲げる休業日を変更し、又は前項に掲げる休業日以外の日を臨時に休業日とすることができる。

### 第4章 授業科目及び履修方法等

(授業科目)

第12条 学部に置く授業科目は、別に定める。

- 2 学長は、前項に定めるもののほか、教育上必要と認める授業科目を当該学部教授会の審議を経て設けることができる。

(授業科目の期別配分)

第13条 前条の授業科目の期別配分は、当該学部教授会の審議を経て学長が別に定める。

(授業科目の履修)

第14条 授業科目の履修は、当該学部教授会の審議を経て学長が別に定める。

(単位の授与、授業科目修了の認定及び進級の認定)

第15条 単位の授与及び授業科目修了の認定は、試験その他の審査により担当の教員が行う。

- 2 前項の試験その他による審査は、当該授業科目を履修した者でなければ受けることができない。
- 3 進級の認定は、医学部にあつては第1学年修了時、第2学年修了時、第3学年修了時及び第4学年修了時に、保健看護学部にあつては第1学年修了時及び第2学年修了時に、薬学部にあつては第1学年修了時、第2学年修了時、第3学年修了時に当該学部教授会の審議を経て学長が行う。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第16条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「大学等」という。）との協定に基づき、学生が他の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、当該学部教授会の審議を経て本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得した単位の取扱いは、別に定める。

(大学等以外の教育施設等における学修)

第17条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部教授会の審議を経て本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により修得した単位の取扱いは、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第18条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学等において履修した授業科目について修得した単位を、当該学部教授会の審議を経て入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、当該学部教授会の審議を経て本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得した単位の取扱いは、別に定める。

(試験の種類)

第19条 各授業科目の試験は、定期試験、追試験及び再試験とし、追試験は定期試験を受けなかった者に対して行うものとし、再試験は試験に不合格となった者に対して行うものとする。

2 前項に規定する試験のほか、授業科目担当教員は必要と認めるときは、随時に試験を行うことができるものとする。

(学位記の授与)

第20条 学長は、医学部において、6年以上在学し、所定の授業科目の単位を修得した者に対し、学士(医学)の学位記(別記第1号様式)を授与する。

2 学長は、保健看護学部において、4年以上在学し、所定の授業科目の単位を修得した者に対し、学士(保健看護学)の学位記(別記第2号様式)を授与する。

3 学長は、薬学部において、6年以上在学し、所定の授業科目の単位を修得した者に対し、学士(薬学)の学位記(別記第3号様式)を授与する。

## 第5章 入学

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第22条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(入学志願の手続)

第23条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に検定料及び別に定める書類を添えてこれを学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第24条 前条により本学に入学を志願する者に対しては、学長の定めるところにより選考を行う。

2 選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の手続及び入学許可)

第25条 前条の規定による選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、入学に際して、学長の定めるところにより宣誓するとともに、指定する期日までに、保証人を定め、在学誓約書(別記第4号様式)に所定の入学金を添えて提出しなければならない。

- 2 前項の保証人は、2人とし、いずれも成年者であって独立して生計を営む者でなければならない。
- 3 前2項の入学手続を完了した者（入学金の免除申請中の者及び徴収猶予申請中の者を含む。）に入学を許可する。
- 4 正当な理由がなく第1項及び第2項に規定する手続をしない者に対しては、入学を許可しないものとする。

（編入学、転入学及び再入学）

第26条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学の医学部への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。

- (1) 他の大学において、医学進学課程又はそれに相当する課程を修了した者及び文部科学大臣の指定した者で編入学を志願するもの
- (2) 他の大学の医学部医学科に在学中の者で、当該大学長の許可を受けて専門課程に転入学を志願するもの
- (3) 本学の医学部を退学した者で再入学を志願するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者で、本学の保健看護学部への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号の規定により文部科学大臣の指定した学校のうち短期大学を卒業し編入学を志願するもの
- (2) 保健師助産師看護師法第21条第1号の規定により文部科学大臣の指定した学校のうち専修学校の専門課程を修了（第24条に規定する者に限る。）し編入学を志願するもの
- (3) 保健師助産師看護師法第21条第2号の規定により厚生労働大臣の指定した看護師養成所のうち専修学校の専門課程（保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部・厚生省令第1号）第4条第1項に規定する指定基準により指定したものに限る。）を修了（第24条に規定する者に限る。）し編入学を志願するもの
- (4) 他の大学の看護に係る学科に在籍中の者で、当該大学長の許可を受けて転入学を志願するもの
- (5) 本学の保健看護学部を退学した者で再入学を志願するもの

3 次の各号のいずれかに該当する者で、本学の薬学部への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。

- (1) 他の大学において、薬学進学課程又はそれに相当する課程を修了した者及び文部科学大臣の指定した者で編入学を志願するもの
- (2) 他の大学の薬学に係る学科に在籍中の者で、当該大学長の許可を受けて転入学を志願するもの
- (3) 本学の薬学部を退学した者で再入学を志願するもの

4 前3項の入学許可に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

（休学及び復学）

第27条 病気その他やむを得ない理由により引き続き3箇月以上修学することができない者は、学長の許可を受けて休学することができる。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、保証人と連署した休学願を学長に提出しなければならない。
- 3 学長は、病気その他の事由により修学することが不相当と認められる者に対し、休学を命ずることができる。
- 4 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合において学長の許可を受けたときは、この限りでない。
- 5 休学した期間は、在学期間に算入しない。
- 6 休学の事由が消滅したときは、学長に復学を願い出てその許可を受けなければならない。

（転学）

第28条 他の大学に転学しようとする者は、その理由を記載した書類に保証人と連署し、これを学長に提出してその許可を受けなければならない。

（留学）

第29条 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学又は短期大学に留学することを認めることができる。

(退学)

第30条 病気その他の理由により、退学しようとする者は、その理由を記載した書類に保証人と連署し、これを学長に提出してその許可を受けなければならない。

(除籍)

第31条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、当該学部教授会及び教育研究審議会の審議を経て除籍することができる。

- (1) 第8条第1項若しくは第2項又は同条第4項若しくは第5項に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第49条第2項に規定する納付命令に応じない者
- (3) 入学金の免除若しくは徴収猶予を不承認とされた者又は一部の免除を承認された者であって、その納付すべき入学金を学長が指定する日までに納付しない者
- (4) 病気その他の理由により、成業の見込みがない者

## 第7章 研究生、研修生、聴講生、特別聴講学生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第32条 学長は、保健看護学部又は薬学部において保健看護学又は薬学に関する特定の専門事項について研究しようとする者に対し、当該学部教授会の審議を経て研究生として入学を許可することができる。

(入学資格)

第33条 保健看護学部の研究生として本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 保健師助産師看護師法第21条第1号の規定により文部科学大臣の指定した学校のうち大学を卒業した者
  - (2) 前号以外の大学を卒業した者
  - (3) 前2号に掲げる者と同等以上の学力がある者
- 2 薬学部の研究生として本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- (1) 大学の薬学部を卒業した者
  - (2) 前号以外の大学を卒業した者
  - (3) 前2号に掲げる者と同等以上の学力がある者

(入学手続)

第34条 第32条の許可を受けようとする者は、研究科目を記載した入学願書に履歴書及び最終学校卒業証明書を添えてこれを学長に提出しなければならない。

(研究生の在学期間)

第35条 研究生の在学期間は、1年とする。ただし、学長の許可を得てその期間を延長することができる。

(研修生)

第36条 学長は、医学部において医学に関する専門知識及び医療技術を修得しようとする者に対し、教授会の審議を経て研修生として入学を許可することができる。

(入学資格)

第37条 医学部の研修生として本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 医科大学又は大学の医学部（旧大学令（大正7年勅令第388号）による医科大学又は大学の医学部を含む。）を卒業した者
- (2) 前号以外の大学を卒業した者
- (3) 医療技術者等の養成を目的とする学校又養成所等を卒業し、当該医療技術等の資格を有する者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の学力がある者

(入学手続)

第38条 第36条の許可を受けようとする者は、研修科目を記載した入学願書に履歴書及び最終学校卒業証明書を添えてこれを学長に提出しなければならない。

(研修生の在学期間)

第39条 研修生の在学期間は、1年とする。ただし、学長の許可を得てその期間を延長することができる。

(聴講生及び特別聴講学生)

第40条 学長は、本学において一定の講義を聴講しようとする者に対し、当該学部教授会の審議を経て学生の学習に支障がない限り聴講生としてこれを許可することができる。

2 学長は、他の大学等との協議に基づき当該大学に在学する者を当該学部教授会の審議を経て本学において特別聴講学生として授業科目を履修させることができる。

3 特別聴講学生には、第15条第1項及び第2項の規定を準用し、単位を与えることができる。

(聴講生及び特別聴講学生の聴講手続)

第41条 前条第1項及び第2項の許可を受けようとする者は、聴講科目を記載した聴講願書に、履歴書及び最終学校卒業証明書を添えて学長に提出しなければならない。

(聴講生及び特別聴講学生の在学期間)

第42条 聴講生及び特別聴講学生の在学期間は、1年以内とする。ただし、学長の許可を得てその期間を延長することができる。

(科目等履修生)

第43条 学長は、保健看護学部又は薬学部において、一又は複数の授業科目を履修しようとする者に対し、当該授業科目の授業に支障がないときに限り、選考の上、当該学部教授会の審議を経て科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生には、第15条第1項及び第2項の規定を準用し、単位を与えることができる。

3 その他科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第44条 学長は、外国人で本学に留学を志願する者があるときは、選考の上、当該学部教授会の審議を経て入学を許可することができる。

(出願手続)

第45条 本学に外国人留学生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、これを学長に提出しなければならない。

(1) 外国人留学生入学願書

(2) 最終出身学校の卒業証明書及び学業成績証明書

(3) 履歴書

(4) 健康診断書

(5) 出身国の戸籍抄本又はこれに相当する証明書(旅券又は外国人登録証明書を所持する場合は、その写し)

(6) 出身国政府又は在日出身国公館の発行する身元保証書

(7) 出身学校長又は所属長の発行する推薦書

(入学資格)

第46条 外国人留学生として本学に入学することのできる者は、入学後に在籍しようとする学生及び研究生の入学資格に準ずるものとする。

(入学手続)

第47条 入学の選考に合格した者は、学長が指定する期日までに所定の入学金を納付するとともに、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第7条の2第1項の規定により交付された在留資格認定証明書の写し及び外国人登録証明書の写しを提出しなければならない。

## 第8章 授業料、入学金及び検定料

(授業料納付の義務並びに授業料、入学金等の額及び納付方法)

第48条 学生、研究生、研修生、聴講生、特別聴講学生及び科目等履修生は、授業料を納めなければならない。

2 授業料、入学金及び検定料の額並びにその納付方法は和歌山県立医科大学における授業料その他の費用に関する規程(以下「費用に関する規程」という。)及びこの学則の定めるところによる。

(授業料の納期等)

第49条 学生の授業料の納期及び額は、別に定める。ただし、学長において事情やむを得ないものと認めた場合は、分納を許可することができる。

2 学長は、別に定める納期内に授業料を納付しない者に対しては、直ちにその旨を当該授業料を納付しない者の保証人に通知するとともに期日を指定して未納授業料の納付を命じなければならない。

(休学中の授業料)

第50条 休学の期間が1学期にわたる場合においては、その期に属する授業料は、徴収しない。ただし、復学したときは、その期に属する授業料を徴収する。

(既納の入学金及び検定料)

第51条 既に納付した入学金及び検定料は、返還しない。ただし、検定料については、費用に関する規程により返還する場合は、この限りでない。

(停学中の授業料)

第52条 停学期間中の授業料は、徴収する。

(退学等の授業料)

第53条 前期又は後期の途中で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料は、徴収する。

(授業料、入学金の免除及び徴収猶予)

第54条 授業料、入学金の納付が経済的理由により困難であると認められ、かつ、学業優秀と認められる者に対しては、別に定めるところにより、その授業料、入学金を免除又は徴収猶予とすることができる。

## 第9章 賞罰

(表彰)

第55条 学長は、当該学部教授会及び教育研究審議会の審議を経て学生のうち、成績が優良で行いが正しく、他の模範とすることができる者を表彰することができる。

(懲戒)

第56条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該学部教授会及び教育研究審議会の審議を経て懲戒することができる。

- (1) 学則その他規程に違反した者
- (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (3) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (4) 正当の理由がなく出席が常でない者
- (5) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

## 第10章 福利厚生施設

(福利厚生施設)

第57条 本学に、学生の福利厚生施設を設置する。

2 前項の福利厚生施設に関し必要な事項は、別に定める。

## 第11章 雑則

(管理運営事項)

第58条 この規則に定めるもののほか、本学の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年3月31日に和歌山県立医科大学に在学する学生の教育課程その他教育にかかる事項は、本学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条の規定にかかわらず、平成20年度から令和8年度までの間における医学部の入

学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

|      |        |      |      |       |      |      |      |      |
|------|--------|------|------|-------|------|------|------|------|
|      | 平成20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度  | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
| 入学定員 | 85人    | 95人  | 100人 | 100人  | 100人 | 100人 | 100人 | 100人 |
| 収容定員 | 385人   | 420人 | 460人 | 500人  | 540人 | 580人 | 595人 | 600人 |
|      | 平成28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度  | 3年度  | 4年度  | 5年度  |
| 入学定員 | 100人   | 100人 | 100人 | 100人  | 100人 | 100人 | 90人  | 90人  |
| 収容定員 | 600人   | 600人 | 600人 | 600人  | 600人 | 600人 | 590人 | 580人 |
|      | 令和6年度  | 7年度  | 8年度  |       |      |      |      |      |
| 入学定員 | 90人    | 90人  | 90人  |       |      |      |      |      |
| 収容定員 | 570人   | 560人 | 550人 |       |      |      |      |      |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成20年3月31日に和歌山県立医科大学に在学する学生の教育課程その他教育にかかる事項は、本学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年2月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条の規定にかかわらず、平成24年度から25年度までの間における保健看護学部の編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

|       |        |      |
|-------|--------|------|
|       | 平成24年度 | 25年度 |
| 編入学定員 | 4人     | 4人   |
| 収容定員  | 328人   | 324人 |

附 則



(施行期日)  
この規則は、平成24年4月1日から施行する。  
附 則  
(施行期日)  
この規則は、平成27年4月1日から施行する。  
附 則  
(施行期日)  
この規則は、平成27年7月1日から施行する。  
附 則  
(施行期日)  
この規則は、平成27年10月1日から施行する。  
附 則  
(施行期日)  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。  
附 則  
(施行期日)  
この規則は、平成30年4月1日から施行する。  
附 則 (平成30年12月10日和医大規則第5号)  
(施行期日)  
この規則は、平成31年4月1日から施行する。  
附 則 (平成31年3月29日和医大規則第7号)  
(施行期日)  
この規則は、平成31年4月1日から施行する。  
附 則  
(施行期日)  
この規則は、令和2年4月1日から施行する。  
附 則  
(施行期日)  
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 講座           |   |
|--------------|---|
| 名称           | 数 |
| 教養・医学教育大講座   | 1 |
| 解剖学          | 2 |
| 生理学          | 2 |
| 生化学          | 1 |
| 分子遺伝学        | 1 |
| 薬理学          | 1 |
| 病理学          | 1 |
| 微生物学         | 1 |
| 衛生学          | 1 |
| 公衆衛生学        | 1 |
| 法医学          | 1 |
| 内科学          | 4 |
| 腎臓内科学        | 1 |
| 血液内科学        | 1 |
| 脳神経内科学       | 1 |
| リウマチ・膠原病科学   | 1 |
| 小児科学         | 1 |
| 神経精神医学       | 1 |
| 外科学          | 2 |
| 脳神経外科学       | 1 |
| 整形外科         | 1 |
| 形成外科学        | 1 |
| 泌尿器科学        | 1 |
| 産科・婦人科学      | 1 |
| 眼科学          | 1 |
| 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 | 1 |
| 皮膚科学         | 1 |
| 歯科口腔外科学      | 1 |
| 放射線医学        | 1 |
| リハビリテーション医学  | 1 |
| 救急・集中治療医学    | 1 |
| 麻酔科学         | 1 |
| 人体病理学        | 1 |
| 臨床検査医学       | 1 |

別記第1号様式（第20条関係）

|     |   |
|-----|---|
|     | 第 号                                     |
|     | 学 位 記                                   |
| 大 学 |   |
| 之 印 | (氏名)                                    |
|     | 年 月 日生                                  |
|     | 本学所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め、学士（医学）の学位を授与する。 |
|     | 年 月 日                                   |
|     | 和歌山県立医科大学                               |
|     | 学長（氏名） 印                                |

別記第2号様式（第20条関係）

|     |  |
|-----|--|
|     | 第 号  |
|     | 学 位 記                                      |
| 大 学 |  |
| 之 印 | (氏名)                                       |
|     | 年 月 日生                                     |
|     | 本学所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め、学士（保健看護学）の学位を授与する。 |
|     | 年 月 日                                      |
|     | 和歌山県立医科大学                                  |
|     | 学長（氏名） 印                                   |

別記第3号様式（第20条関係）

|     |   |
|-----|---|
|     | 第 号                                     |
|     | 学 位 記                                   |
| 大 学 |   |
| 之 印 | (氏名)                                    |
|     | 年 月 日生                                  |
|     | 本学所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め、学士（薬学）の学位を授与する。 |
|     | 年 月 日                                   |
|     | 和歌山県立医科大学                               |
|     | 学長（氏名） 印                                |

別記第4号様式（第25条関係）

|  |                              |
|--|------------------------------|
| 在学誓約書  |                              |
| 私は今般貴学へ入学を許可されましたので貴学所定の規則を堅く遵守いたします。                    |                              |
| 年  | 月 日                          |
| 本籍地（都道府県のみ記入）  |                              |
| 現住所  |                              |
| 本人   | 氏 名 <input type="checkbox"/> |
| 年  | 月 日生                         |
| 上記の者に誓約書のとおり規則を堅く遵守いたさせますとともに在学中のことに関する一切の責任を私どもが引き受けます。 |                              |
| 年  | 月 日                          |
| 現住所  |                              |
| 本人との続柄   |                              |
| 保証人  | 氏 名 <input type="checkbox"/> |
| 年  | 月 日生                         |
| 現住所  |                              |
| 本人との続柄   |                              |
| 保証人  | 氏 名 <input type="checkbox"/> |
| 年  | 月 日生                         |
| 和歌山県立医科大学長 氏 名 様   |                              |

## 【改正の理由】

令和3年度の薬学部開設に伴い、薬学部に関する事項の追加等を行う必要があるため。

## 【改正の要点】

- 薬学部開設に当たり、目的、学部及び学科、学生定員、修業年限、在学期間、進級の認定、学位記の授与、編入学等、研究生並びに科目等履修生について必要な事項を追加する。
- 「教授会」を「当該学部教授会」に改めるなど規定の整備を行う。
- 施行日は令和3年4月1日予定。

## 【改正の詳細】 ※別紙新旧対照表参照

| 見出し                    | 条   | 改正内容  |
|------------------------|-----|---|
| 目的                     | 1条  | 学問名について医学、保健看護学の次に <b>薬学</b> を追加。   |
| 学部及び学科並びに医学部の大講座及び講座   | 3条  | 既存2学部2学科の次に <b>薬学部薬学科</b> を追加。  |
| 学生定員                   | 5条  | 既存2学部の表の下に<br><b>薬学部・入学定員100人・収容定員600人</b> と追加。   |
| 修業年限                   | 7条  | 医学部は <b>6年</b> とする旨の規定に <b>薬学部</b> も追加。   |
| 在学期間                   | 8条  | 既存規定は<br>医学部は12年上限<br>1学年～4学年：それぞれ2年上限<br>5学年～6学年：この区分で4年上限<br>再入学の場合は本学在籍期間を、転入学の場合はその大学の在学期間を通算<br>保健看護学部は8年上限<br>再入学と転入学の場合は決められた在学年限の2倍が上限<br>上記規定の項の次に、薬学部の規定を追加。<br><b>薬学部は12年上限</b><br><b>1学年～3学年：それぞれ2年上限</b><br><b>4学年～6学年：この区分で6年上限</b><br><b>再入学、転入学の場合の通算は医学部と同じ規定の仕方</b> |
| 単位の授与、授業科目修了の認定及び進級の認定 | 15条 | 進級の認定について、<br>医学部は1学年～4学年のそれぞれの修了時<br>保健看護学部は1学年と2学年の修了時に行う、との規定の次に、<br><b>薬学部は1学年～3学年のそれぞれの修了時、と追加</b>   |
| 学位記の授与                 | 20条 | 医学部、保健看護学部の規定の次に、学長が薬学部において6年以上在学し所定の授業科目の単位を修得した者に対し、 <b>学士（薬学）の学位記（別記第3号様式）を授与</b> する旨追加<br>※新たに薬学の学位記を定め別記第3号様式とする。<br>それに伴い現行の別記第3号様式（在学誓約書）を1号繰り下げ。  |

|   |     |     |
|---|-----|-----|
| 第 号   |     |     |
| 学 位 記   |     |     |
| <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">大 学</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">之 印</td> </tr> </table> | 大 学 | 之 印 |
| 大 学   |     |     |
| 之 印   |     |     |
| (氏名)  |     |     |
| 年 月 日生  |     |     |
| <small>本学所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め、学士(薬学)の学位を授与する。</small>  |     |     |
| 年 月 日   |     |     |
| 和歌山県立医科大学   |     |     |
| 学長(氏名) 印  |     |     |

|              |     |  |
|--------------|-----|--|
| 編入学、転入学及び再入学 | 26条 | <p>現行は既存2学部とも次のいずれかに該当する志願者があるときは、欠員が生じた場合に限り選考の上、相当の学年に入学を許可することがあると規定。</p> <p>医学部：他大学の医学進学課程等の修了者等<br/> 他大学の医学部医学科在学中の者（当該大学長の許可要）<br/> 本学の医学部退学者</p> <p>保健看護学部：<br/> 保健師助産師看護師法規定の短大卒業者<br/> 同法規定の専修学校専門課程修了者<br/> 同法規定の看護師養成所のうち専修学校の専門課程修了者<br/> 他大学の看護学科在籍中の者（当該大学長の許可要）<br/> 本学の保健看護学部退学者</p> <p>上記規定の次に、医学部と同趣旨の規定を追加</p> <p><b>薬学部：他大学の薬学進学課程等の修了者等</b><br/> <b>他大学の薬学に係る学科在籍中の者（当該大学長の許可要）</b><br/> <b>本学の薬学部退学者</b></p> |
| 研究生          | 32条 | <p>現行の保健看護学部において保健看護学の研究という規定に、<b>薬学部と薬学</b>を追加。</p>   |
| 入学資格         | 33条 | <p>研究生の入学資格について、現行は</p> <p>保健看護学部<br/> 保健師助産師看護師法規定の大学卒業者<br/> 上記以外の大学卒業者<br/> 上記2つの者と同等以上の学力保有者、とある規定の次に</p> <p><b>薬学部</b><br/> <b>大学の薬学部卒業者</b><br/> <b>上記以外の大学卒業者</b><br/> <b>上記2つの者と同等以上の学力保有者、</b>を追加</p>   |
| 科目履修生        | 43条 | <p>現行の保健看護学部の規定に<b>薬学部</b>を追加。</p>   |

【規定の整備関係（文言の修正）】

|                              |     |  |
|------------------------------|-----|--|
| 授業科目                         | 12条 | <p>「教授会」の審議を経て、という表現を、明確化のため「当該学部教授会」の審議を経て、に改正。</p> |
| 授業科目の期別配分                    | 13条 |  |
| 授業科目の履修                      | 14条 |  |
| 単位の授与、授業科目修了の認定及び進級の認定       | 15条 |  |
| 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等       | 16条 |  |
| 大学等以外の教育施設等における学修            | 17条 |  |
| 入学前の既修得単位等の認定                | 18条 |  |
| 除籍                           | 31条 |  |
| 研究生                          | 32条 |  |
| 聴講生及び特別聴講生                   | 40条 |  |
| 表彰                           | 55条 |  |
| 懲戒                           | 56条 |  |
| 入学の手続及び入学許可                  | 25条 |  |
| 出願手続                         | 45条 | <p>「若しくは」を「又は」に改正。</p>                               |
| 授業料納付の義務並びに授業料、入学金等の額並びに納付方法 | 48条 | <p>見出しの後半の「並びに」を「及び」に改正。</p>                         |

## 和歌山県立医科大学学則の改正について

### 【新旧対照表】

| 新  | 旧           |             |      |     |     |      |        |     |      |            |             |             |  |    |      |      |     |     |      |        |     |      |
|--|-------------|-------------|------|-----|-----|------|--------|-----|------|------------|-------------|-------------|--|----|------|------|-----|-----|------|--------|-----|------|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第22号）に則り、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学として、<u>医学及び、保健看護学及び薬学</u>に関する基礎的、総合的な知識と高度で専門的な学術を教授、研究するとともに、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む資質の高い人材を育成することにより、和歌山県の医療・保健の充実を図り、もって文化の進展と人類の健康福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(学部及び学科並びに医学部の大講座及び講座)</p> <p>第3条 本学に、<u>医学部医学科及び、保健看護学部保健看護学科及び薬学部薬学科</u>を置く。</p> <p>2 医学部医学科に別表に掲げる大講座及び講座を置く。</p> <p>(学生定員)</p> <p>第5条 各学部の学生（研究生、聴講生、特別聴講学生、科目等履修生及び外国人留学生を除く。）の定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">学科</th> <th style="width: 25%;">入学定員</th> <th style="width: 25%;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医学部</td> <td style="text-align: center;">90人</td> <td style="text-align: center;">540人</td> </tr> <tr> <td>保健看護学部</td> <td style="text-align: center;">80人</td> <td style="text-align: center;">320人</td> </tr> <tr> <td><u>薬学部</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100人</u></td> <td style="text-align: center;"><u>600人</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(修業年限)</p> <p>第7条 本学の修業年限は、<u>医学部及び薬学部</u>にあつては6年とし、保健看護学部にあつては4年とする。</p> <p>(在学期間)</p> <p>第8条 医学部の在学期間は、12年を超えることはできない。</p> <p>2 前項の場合において、第1学年から第4学年までの区分につきそれぞれ2年及び第5学年から第6学年までの区分につき4年を超えて在学することができない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、この限りではない。</p> <p>3 前2項の在学期間の計算に当たっては、再入学した者にあつては本学に在学した期間、転入学した者にあつては転入学前における当該大学の在学期間を通算するものと</p> | 学科          | 入学定員        | 収容定員 | 医学部 | 90人 | 540人 | 保健看護学部 | 80人 | 320人 | <u>薬学部</u> | <u>100人</u> | <u>600人</u> | <p>(目的)</p> <p>第1条 和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第22号）に則り、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学として、<u>医学及び保健看護学</u>に関する基礎的、総合的な知識と高度で専門的な学術を教授、研究するとともに、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む資質の高い人材を育成することにより、和歌山県の医療・保健の充実を図り、もって文化の進展と人類の健康福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(学部及び学科並びに医学部の大講座及び講座)</p> <p>第3条 本学に、<u>医学部医学科及び保健看護学部保健看護学科</u>を置く。</p> <p>2 医学部医学科に別表に掲げる大講座及び講座を置く。</p> <p>(学生定員)</p> <p>第5条 各学部の学生（研究生、聴講生、特別聴講学生、科目等履修生及び外国人留学生を除く。）の定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">学科</th> <th style="width: 25%;">入学定員</th> <th style="width: 25%;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医学部</td> <td style="text-align: center;">90人</td> <td style="text-align: center;">540人</td> </tr> <tr> <td>保健看護学部</td> <td style="text-align: center;">80人</td> <td style="text-align: center;">320人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(修業年限)</p> <p>第7条 本学の修業年限は、<u>医学部</u>にあつては6年とし、保健看護学部にあつては4年とする。</p> <p>(在学期間)</p> <p>第8条 医学部の在学期間は、12年を超えることはできない。</p> <p>2 前項の場合において、第1学年から第4学年までの区分につきそれぞれ2年及び第5学年から第6学年までの区分につき4年を超えて在学することができない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、この限りではない。</p> <p>3 前2項の在学期間の計算に当たっては、再入学した者にあつては本学に在学した期間、転入学した者にあつては転入学前における当該大学の在学期間を通算するものと</p> | 学科 | 入学定員 | 収容定員 | 医学部 | 90人 | 540人 | 保健看護学部 | 80人 | 320人 |
| 学科   | 入学定員        | 収容定員        |      |     |     |      |        |     |      |            |             |             |  |    |      |      |     |     |      |        |     |      |
| 医学部  | 90人         | 540人        |      |     |     |      |        |     |      |            |             |             |  |    |      |      |     |     |      |        |     |      |
| 保健看護学部   | 80人         | 320人        |      |     |     |      |        |     |      |            |             |             |  |    |      |      |     |     |      |        |     |      |
| <u>薬学部</u>   | <u>100人</u> | <u>600人</u> |      |     |     |      |        |     |      |            |             |             |  |    |      |      |     |     |      |        |     |      |
| 学科   | 入学定員        | 収容定員        |      |     |     |      |        |     |      |            |             |             |  |    |      |      |     |     |      |        |     |      |
| 医学部  | 90人         | 540人        |      |     |     |      |        |     |      |            |             |             |  |    |      |      |     |     |      |        |     |      |
| 保健看護学部   | 80人         | 320人        |      |     |     |      |        |     |      |            |             |             |  |    |      |      |     |     |      |        |     |      |

する。

4 保健看護学部の在学期間は、8年を超えることはできない。

5 前項の規定にかかわらず、再入学及び転入学した者は、学長が教授会の審議を経て定めた在学年限の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

6 薬学部の在学期間は、12年を超えることはできない。

7 前項の場合において、第1学年から第3学年までの区分につきそれぞれ2年及び第4学年から第6学年までの区分につき6年を超えて在学することができない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、この限りではない。

8 前2項の在学期間の計算に当たっては、再入学した者にあつては本学に在学した期間、転入学した者にあつては転入学前における当該大学の在学期間を通算するものとする。

(授業科目)

第12条 学部に置く授業科目は、別に定める。

2 学長は、前項に定めるもののほか、教育上必要と認める授業科目を当該学部教授会の審議を経て設けることができる。

(授業科目の期別配分)

第13条 前条の授業科目の期別配分は、当該学部教授会の審議を経て学長が別に定める。

(授業科目の履修)

第14条 授業科目の履修は、当該学部教授会の審議を経て学長が別に定める。

(単位の授与、授業科目修了の認定及び進級の認定)

第15条 単位の授与及び授業科目修了の認定は、試験その他の審査により担当の教員が行う。

2 前項の試験その他による審査は、当該授業科目を履修した者でなければ受けることができない。

3 進級の認定は、医学部にあつては第1学年修了時、第2学年修了時、第3学年修了時及び第4学年修了時に、保健看護学部にあつては第1学年修了時及び第2学年修了時に、薬学部にあつては第1学年修了時、第2学年修了時、第3学年修了時に当該学部教授会の審議を経て学長が行う。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第16条 学長は、教育上有益と認めるときは、

する。

4 保健看護学部の在学期間は、8年を超えることはできない。

5 前項の規定にかかわらず、再入学及び転入学した者は、学長が教授会の審議を経て定めた在学年限の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

(授業科目)

第12条 学部に置く授業科目は、別に定める。

2 学長は、前項に定めるもののほか、教育上必要と認める授業科目を教授会の審議を経て設けることができる。

(授業科目の期別配分)

第13条 前条の授業科目の期別配分は、教授会の審議を経て学長が別に定める。

(授業科目の履修)

第14条 授業科目の履修は、教授会の審議を経て学長が別に定める。

(単位の授与、授業科目修了の認定及び進級の認定)

第15条 単位の授与及び授業科目修了の認定は、試験その他の審査により担当の教員が行う。

2 前項の試験その他による審査は、当該授業科目を履修した者でなければ受けることができない。

3 進級の認定は、医学部にあつては第1学年修了時、第2学年修了時、第3学年修了時及び第4学年修了時に、保健看護学部にあつては第1学年修了時及び第2学年修了時に、教授会の審議を経て学長が行う。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第16条 学長は、教育上有益と認めるときは、



他の大学又は短期大学（以下「大学等」という。）との協定に基づき、学生が他の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、当該学部教授会の審議を経て本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 (略)

(大学等以外の教育施設等における学修)

第17条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校<sup>の専攻科</sup>における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部教授会の審議を経て本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 (略)

(入学前の既修得単位等の認定)

第18条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学等において履修した授業科目について修得した単位を、当該学部教授会の審議を経て入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、当該学部教授会の審議を経て本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 (略)

(学位記の授与)

第20条 学長は、医学部において、6年以上在学し、所定の授業科目の単位を修得した者に対し、学士（医学）の学位記（別記第1号様式）を授与する。

2 学長は、保健看護学部において、4年以上在学し、所定の授業科目の単位を修得した者に対し、学士（保健看護学）の学位記（別記第2号様式）を授与する。

3 学長は、薬学部において、6年以上在学し、所定の授業科目の単位を修得した者に対し、学士（薬学）の学位記（別記第3号様式）を授与する。

(入学の手續及び入学許可)

第25条 前条の規定による選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、入学に際して、学長の定めるところにより宣誓するとともに、指定する期日までに、保証人を定め、在学誓約書（別記第3-4号様式）に所定の入学金を添えて提出しなければならない。

2 (略)

3 前2項の入学手続きを完了した者（入学金の免除申請中の者及び徴収猶予申請中の

他の大学又は短期大学（以下「大学等」という。）との協定に基づき、学生が他の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の審議を経て本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 (略)

(大学等以外の教育施設等における学修)

第17条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校<sup>の専攻科</sup>における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の審議を経て本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 (略)

(入学前の既修得単位等の認定)

第18条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学等において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の審議を経て入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、教授会の審議を経て本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 (略)

(学位記の授与)

第20条 学長は、医学部において、6年以上在学し、所定の授業科目の単位を修得した者に対し、学士（医学）の学位記（別記第1号様式）を授与する。

2 学長は、保健看護学部において、4年以上在学し、所定の授業科目の単位を修得した者に対し、学士（保健看護学）の学位記（別記第2号様式）を授与する。

(入学の手續及び入学許可)

第25条 前条の規定による選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、入学に際して、学長の定めるところにより宣誓するとともに、指定する期日までに、保証人を定め、在学誓約書（別記第3号様式）に所定の入学金を添えて提出しなければならない。

2 (略)

3 前2項の入学手続きを完了した者（入学金の免除申請中の者及び徴収猶予申請中の

|   |  |
|---|--|
| <p>者を含む。)に入学を許可する。<br/>4 (略)</p> <p>(編入学、転入学及び再入学)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学の医学部への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。</p> <p>(1) 他の大学において、医学進学課程又はそれに相当する課程を修了した者及び文部科学大臣の指定した者で編入学を志願するもの</p> <p>(2) 他の大学の医学部医学科に在学中の者で、当該大学長の許可を受けて専門課程に転入学を志願するもの</p> <p>(3) 本学の医学部を退学した者で再入学を志願するもの</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者で、本学の保健看護学部への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。</p> <p>(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号の規定により文部科学大臣の指定した学校のうち短期大学を卒業し編入学を志願するもの</p> <p>(2) 保健師助産師看護師法第21条第1号の規定により文部科学大臣の指定した学校のうち専修学校の専門課程を修了（第24条に規定する者に限る。）し編入学を志願するもの</p> <p>(3) 保健師助産師看護師法第21条第2号の規定により厚生労働大臣の指定した看護師養成所のうち専修学校の専門課程（保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部・厚生省令第1号）第4条第1項に規定する指定基準により指定したものに限る。）を修了（第24条に規定する者に限る。）し編入学を志願するもの</p> <p>(4) 他の大学の看護に係る学科に在籍中の者で、当該大学長の許可を受けて転入学を志願するもの</p> <p>(5) 本学の保健看護学部を退学した者で再入学を志願するもの</p> <p><u>3 次の各号のいずれかに該当する者で、本学の薬学部への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。</u></p> <p><u>(1) 他の大学において、薬学進学課程又はそれに相当する課程を修了した者及び文部科学大臣の指定した者で編入学を志願するもの</u></p> <p><u>(2) 他の大学の薬学に係る学科に在籍中の者で、当該大学長の許可を受けて転入学を志願するもの</u></p> | <p>者を含む。)に入学を許可する。<br/>4 (略)</p> <p>(編入学、転入学及び再入学)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学の医学部への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。</p> <p>(1) 他の大学において、医学進学課程又はそれに相当する課程を修了した者及び文部科学大臣の指定した者で編入学を志願するもの</p> <p>(2) 他の大学の医学部医学科に在学中の者で、当該大学長の許可を受けて専門課程に転入学を志願するもの</p> <p>(3) 本学の医学部を退学した者で再入学を志願するもの</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者で、本学の保健看護学部への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。</p> <p>(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号の規定により文部科学大臣の指定した学校のうち短期大学を卒業し編入学を志願するもの</p> <p>(2) 保健師助産師看護師法第21条第1号の規定により文部科学大臣の指定した学校のうち専修学校の専門課程を修了（第24条に規定する者に限る。）し編入学を志願するもの</p> <p>(3) 保健師助産師看護師法第21条第2号の規定により厚生労働大臣の指定した看護師養成所のうち専修学校の専門課程（保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部・厚生省令第1号）第4条第1項に規定する指定基準により指定したものに限る。）を修了（第24条に規定する者に限る。）し編入学を志願するもの</p> <p>(4) 他の大学の看護に係る学科に在籍中の者で、当該大学長の許可を受けて転入学を志願するもの</p> <p>(5) 本学の保健看護学部を退学した者で再入学を志願するもの</p> |
|---|--|

(3) 本学の薬学部を退学した者で再入学を志願するもの

4 前3項の入学許可に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第31条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、当該学部教授会及び教育研究審議会の審議を経て除籍することができる。

(1)から(4)まで (略)

(研究生)

第32条 学長は、保健看護学部又は薬学部において保健看護学又は薬学に関する特定の専門事項について研究しようとする者に対し、当該学部教授会の審議を経て研究生として入学を許可することができる。

(入学資格)

第33条 保健看護学部の研究生として本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 保健師助産師看護師法第21条第1号の規定により文部科学大臣の指定した学校のうち大学を卒業した者
- (2) 前号以外の大学を卒業した者
- (3) 前2号に掲げる者と同等以上の学力がある者

2 薬学部の研究生として本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 大学の薬学部を卒業した者
- (2) 前号以外の大学を卒業した者
- (3) 前2号に掲げる者と同等以上の学力がある者

(聴講生及び特別聴講学生)

第40条 学長は、本学において一定の講義を聴講しようとする者に対し、当該学部教授会の審議を経て学生の学習に支障がない限り聴講生としてこれを許可することができる。

2 学長は、他の大学等との協議に基づき当該大学に在学する者を当該学部教授会の審議を経て本学において特別聴講学生として授業科目を履修させることができる。

3 (略)

(科目等履修生)

第43条 学長は、保健看護学部又は薬学部において、一又は複数の授業科目を履修しようとする者に対し、当該授業科目の授業に支障がないときに限り、選考の上、当該学部教授会の審議を経て科目等履修生として入学を許可することができる。

3 前2項の入学許可に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第31条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、教授会及び教育研究審議会の審議を経て除籍することができる。

(1)から(4)まで (略)

(研究生)

第32条 学長は、保健看護学部において保健看護学に関する特定の専門事項について研究しようとする者に対し、教授会の審議を経て研究生として入学を許可することができる。

(入学資格)

第33条 保健看護学部の研究生として本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 保健師助産師看護師法第21条第1号の規定により文部科学大臣の指定した学校のうち大学を卒業した者
- (2) 前号以外の大学を卒業した者
- (3) 前2号に掲げる者と同等以上の学力がある者

(聴講生及び特別聴講学生)

第40条 学長は、本学において一定の講義を聴講しようとする者に対し、教授会の審議を経て学生の学習に支障がない限り聴講生としてこれを許可することができる。

2 学長は、他の大学等との協議に基づき当該大学に在学する者を教授会の審議を経て本学において特別聴講学生として授業科目を履修させることができる。

3 (略)

(科目等履修生)

第43条 学長は、保健看護学部において、一又は複数の授業科目を履修しようとする者に対し、当該授業科目の授業に支障がないときに限り、選考の上、教授会の審議を経て科目等履修生として入学を許可することができる。

|   |  |
|---|--|
| <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(出願手続)</p> <p>第45条 本学にて外国人留学生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、これを学長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 外国人留学生入学願書</p> <p>(2) 最終出身学校の卒業証明書及び学業成績証明書</p> <p>(3) 履歴書</p> <p>(4) 健康診断書</p> <p>(5) 出身国の戸籍抄本 <u>若しくは又は</u>これに相当する証明書（旅券 <u>若しくは又は</u>外国人登録証明書を所持する場合は、その写し）</p> <p>(6) 出身国政府又は在日出身国公館の発行する身元保証書</p> <p>(7) 出身学校長又は所属長の発行する推薦書</p> <p>(入学資格)</p> <p>第46条 外国人留学生として本学に入学することのできる者は、入学後に在籍しようとする学生及び研究生 <u>(以下「学生等」という。)</u>の入学資格に準ずるものとする。</p> <p>(授業料納付の義務並びに授業料、入学金等の額 <u>並びに及び</u>納付方法)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>(表彰)</p> <p>第55条 学長は、<u>当該学部教授会</u>及び教育研究審議会の審議を経て学生のうち、成績が優良で行いが正しく、他の模範とすることのできる者を表彰することができる。</p> <p>(懲戒)</p> <p>第56条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>当該学部教授会</u>及び教育研究審議会の審議を経て懲戒することができる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u><br/><u>(施行期日)</u><br/><u>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p>別記第1号様式 (第20条関係)<br/>(略)</p> <p>別記第2号様式 (第20条関係)<br/>(略)</p> | <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(出願手続)</p> <p>第45条 本学にて外国人留学生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、これを学長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 外国人留学生入学願書</p> <p>(2) 最終出身学校の卒業証明書及び学業成績証明書</p> <p>(3) 履歴書</p> <p>(4) 健康診断書</p> <p>(5) 出身国の戸籍抄本 <u>若しくは</u>これに相当する証明書（旅券 <u>若しくは</u>外国人登録証明書を所持する場合は、その写し）</p> <p>(6) 出身国政府又は在日出身国公館の発行する身元保証書</p> <p>(7) 出身学校長又は所属長の発行する推薦書</p> <p>(入学資格)</p> <p>第46条 外国人留学生として本学に入学することのできる者は、入学後に在籍しようとする学生及び研究生 <u>(以下「学生等」という。)</u>の入学資格に準ずるものとする。</p> <p>(授業料納付の義務並びに授業料、入学金等の額 <u>並びに</u>納付方法)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>(表彰)</p> <p>第55条 学長は、<u>教授会</u>及び教育研究審議会の審議を経て学生のうち、成績が優良で行いが正しく、他の模範とすることのできる者を表彰することができる。</p> <p>(懲戒)</p> <p>第56条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>教授会</u>及び教育研究審議会の審議を経て懲戒することができる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別記第1号様式 (第20条関係)<br/>(略)</p> <p>別記第2号様式 (第20条関係)<br/>(略)</p> |
|---|--|

別記第 3 号様式 (第20条関係)

|   |
|---|
| 第 号<br>学位記                              |
| (氏名)                                    |
| 年 月 日生                                  |
| 本学所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め、学士(薬学)の学位を授与する。 |
| 年 月 日                                   |
| 和歌山県立医科大学<br>学長(氏名) 印                   |

別記第 4 号様式 (第 25 条関係)  
(略)

別記第 3 号様式 (第25条関係)  
(略)

公立大学法人和歌山県立医科大学薬学部教授会規程（案）

制 定 令 和 年 月 日 和 医 大 規 程 第 号

（趣旨）

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第93条及び公立大学法人和歌山県立医科大学組織運営規則（平成18年4月1日制定。）第17条第4項の規定に基づき、和歌山県立医科大学薬学部教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 教授会は、薬学部の専任の教授（以下「構成員」という。）をもって組織する。  
2 前項の規定にかかわらず、薬学部の専任の准教授及び講師を構成員に加えることができる。

（審議事項）

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

（1）学生の入学及び卒業

（2）学位の授与

（3）前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び薬学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（議長）

第4条 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した教授がその職務を代行する。

（会議）

第5条 教授会は、定例教授会及び臨時教授会とする。

2 定例教授会は、原則として月1回開催する。

3 臨時教授会は、議長が必要と認めたときに開催する。

（議事）

第6条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（構成員以外の者の出席）

第7条 教授会は、必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務）

第8条 教授会に関する事務は、薬学部事務室で行う。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、当該教授会が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和 年 月 日から施行する。